投開票日 4月7日

投票時間は午前7時-午後8時

4月7日回が投票日です。 今後の県政を託す大切な選挙です。必ず 投票しましょう。

県議会議員選挙は、3月29日金告示、

開票は午後9時半から総合体育館で行い ます。また、投・開票速報を市ホームペー ジで公開します。

【問い合わせ】

市選挙管理委員会事務局 🖀 (740) 1251

民基本台長こそで年12月28日以前に川西市の住年12月28日以前に川西市の住4・月8日以前に生まれ、30 民基本台帳に登録され、 【市内で転居した人】 続き住んでいる人など。

引き

で投票できます。

期日前投票は2会場で3月30日と31日から

所で投票してください 提出した人は、前住所の投票3月18日周以降に転居届を 【県内から転入した人】 30年12月29日以降に、

提示か、 があるという確認が必要で 住所があるという証明書」 ただり 引き続き県内に住所 「引き続き県内 0)

持ち、 後8時。

指定の投票所で投票し

投票所入場整理券を

、投票できる時間】

さい

月7日田の午前7時

いない人は、川西市の投票所先の選挙人名簿に登録されて内の他市区町へ転出し、転出され、30年12月7日以降に県当の選挙人名簿に登録

れるのは、日本国民で平成13ている人が対象です。登録されの選挙人名簿に登録され

できれば投票できます。 くても、投票所で本人確認が てください。入場整理券がな

【投票できる人】

前投票ができます。 投票所に行けない人は、

期日

投票日に仕事や旅行などで

とができます。選挙管理委員会で投票するこ

【期日前投票】

委員会から投票用紙などを取 在中の人は、川西市選挙管理

国内の滞在先の

た選挙公報は、

4月2日火

が寄付をしたり、

有権者がこ

ています。政治家や後援団体 飲食物の提供などは禁止され

naruhodo/naruhodo10

go.jp/senkyo/senkyo

市役所1階

市民ギャラリー

東谷行政センター

http://www.soumu.

表 2 期日前投票の場所と日時

時は表2を参照)へ

センターの期日前投票所

の期日前投票所(日市役所か東谷行政

ホ

ムなどに入院または入所

中の人は、その施設で投票す

【不在者投票】

務局に問い合わ ることができます。

せてくださ

きません。

また、戸別訪問や署名運動、

から投票日の前日までしかで

選挙運動は、

選挙の告示日

しくは総務省ホームページ祭止など)もあります。詳の規制(事前運動の禁止、の規制(事前運動の禁止、

施設の事

【選挙公報を各戸配布】

候補者の政見などを掲載

出張などで川西市以外に滞

項を書き、

認ができれば不要)

に必要事

投票所入場整理券(本人確

員会事務局へ。

にも備え付ける他、

市ホ

用した選挙運動は一部解禁

ンター

ネッ

などを利

日時

3月30日(土)~4月6日(土)

3月31日(日)~4月6日(土)

午前8時半一午後8時

午前9時一午後5時半

ージでも閲覧できます。

ルを守り明るい選挙】

1階の正面案内や公民館など

また、指定した病院、老人

数がかかります。

早めに同委 るため、

郵便で手続きす

管理委員会事務局へ。市役所です。届かない場合は、選挙

5日 金に順次各戸

に配布予定

されています。

【インターネット選挙運動】

は、前住所地で投票してくだ録され、川西市に転入した人の他市区町の選挙人名簿に登 県内

前投票ができます。 転出する人は、

投票できます 転出当日には転出前に

【県内へ転出する人】

代理投票ができます。

があるという確認が必要で提示か、引き続き県内に住所住所があるという証明書」のただし、「引き続き県内に 【他府県へ転出する人】 出後4カ月を経過してい 人で、 人も同様です。 なお、

きません。 簿に登録されていても投票で 転出する人は、 市の選挙 人名

3月30日出

4月7日 印に転出する人 転出前日までは期日前投

カ月を経過していない期日前投票する日に転 期日前投票をする

名を自分で記入できない病気やけがなどで、候 【代理投票と点字投票】

3月29日金までに他府県へ

転出前に期日 6日出に

候補者 また、 早めに同委員会事務局

らせ」を配布】

管理委員会☎078(362) 覚に障がい た「選挙のお知らせ」を配布 または音声 しています。詳しくは県選挙 県選挙管理委員会では、 選挙・候補者情報を点字 (朗読CD) にし のある・ 人を対象

せる代理記載制度を利用で 委員会に届け出た人に記載さ 紙の請求は、4月3日水まで。 り投票所に行けない人(表1)体に重度の障がいなどがあ などで投票できます。 書」の交付を受けると、 また、

る場合もあります。 【重度の障がいなどのある人】 事前に「郵便等投票証明 あらかじめ選挙管理 希望者は 投票用 郵便

所で申し出てください。

ができます。いずれも、投票目の不自由な人は、点字投票 【点字・音声の「選挙のお知 の不自由な人は、点字投票

表1 郵便などで投票できる対象者		
種類	障害などの種別	程度・区分
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1・3級
	免疫、肝臓	1~3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症~第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症~第3項症
介護保険の被保険者証	介護保険法の要介護者	要介護5
【代理記載制度が利用できる人】上記該当者で①身体障害者手帳に上肢・視覚障がいが1級②戦		

傷病者手帳に上肢・視覚障がいが特別項症から第2項症まで一の記載がある人

新年度に向けて

窓口からの案内

住所の異動手続きは14日以内

入学・就職・転勤などで住所が変わる人は、 住民票の異動の届け出が必要です。引越し前の 市町村で転出届を、引越し後の市町村で転入届 を提出してください。同一市町村で転居する場 合は、転居届を提出してください。いずれも転 入(転居) した日から 14 日以内に届け出が必 要です。手続きには、本人確認書類(運転免許 証など)を持参。

なお、3月25日用~4月5日金は窓口が混 み合います。この間の転出を予定している人は、 14日前からの手続きをお勧めします。

問い合わせ 市民課 ☎(740)1165

軽自動車税は4月1日の登録者に課税

31年度の軽自動車税は、4月1日時点で登 録されている所有者に課税されます。所有者が 変わったり、盗難に遭った場合は、3月29日 金までに必ず届け出てください。

ミニバイクなど 125cc 以下の二輪車を所有 する人は、ナンバープレート(盗難の場合は不 要) と標識交付証明書 (登録票)、印鑑を持って、 市役所2階の市民税課へ。

125cc を超える二輪車は兵庫陸運部☎ 050 (5540) 2066 へ。軽自動車は、軽自動車検査 協会兵庫事務所 2050 (3816) 1847 へ問い合 わせてください。

なお、3月末は窓口が混雑しますので、早め に届け出てください。

問い合わせ 市民税課 ☎(740)1132

保険税(料)の納付は口座振替が便利

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は 口座振替にすると納め忘れがなく、納付の手間 が省けて便利です。

納期を過ぎると督促状を送付し、「納税呼び かけセンター」から電話で案内。財産調査を行 い、差し押さえなどの滞納処分を行う場合があ ります。また、特別な事情がなく滞納が続くと、 有効期限が通常より短い短期被保険者証や、医 療費が一旦全額自己負担となる資格証明書を交 付する場合があります。

納付に困ったときは、市役所1階の保険収納 課へ相談してください。

なお、国民健康保険加入時に口座振替を利用 していた人が、後期高齢者医療保険に変わった 場合、振替口座は引き継がれません。新たに口 座振替を申し込む必要がありますので、注意し てください。

問い合わせ 保険収納課 🛣 (740) 1177

13